

確認しよう！運転免許と運転できる車（準中型自動車・準中型免許）

## 運転免許と運転できる自動車の種類

下の自動車を運転できる免許種類	準中型免許			中型免許 (8トン限定) H19.6.1以前に 取得した普通免許	中型免許	大型免許
	普通免許	準中型免許 (5トン限定) H29.3.11以前に 取得した普通免許	準中型免許			
自動車の種類	普通自動車	準中型自動車 (5トン限定準中型自動車)	準中型自動車	中型自動車 (8トン限定中型自動車)	中型自動車	大型自動車
最大積載量	2トン未満	3トン未満	4. 5トン未満	5トン未満	6. 5トン未満	6. 5トン以上
車両総重量	3. 5トン未満	5トン未満	7. 5トン未満	8トン未満	11トン未満	11トン以上
乗車人員	10人以下				11人以上 29人以下	30人以上

### 車内の目立つ場所に車種を表示するなどして無免許運転防止！

平成29年3月に「準中型自動車」「準中型免許」制度が施行され、免許種別が複雑になりました。「自動車の種類」と「従業員の運転免許」を確実に照らし合わせて無免許運転を防いでください。

※【自動車の種類を見分けるためには】

- 必ず車検証を目で見て確認し、車両総重量と最大積載量を確認しましょう。
- 車両総重量又は最大積載量の**どちらかが**基準を超えていれば、上位の自動車です。
- 保冷車やユニック車などの特殊車両は最大積載量が少なくても、車両総重量が基準を超えていれば、自動車種別が変わる場合があるので注意が必要です。



**必ず確認！従業員は事業所の車を運転できる免許を持っていますか？**

車種確認用シール  
必ず車検証で、車両総重量・最大積載量等を確認してください。

必ずチェック！



車種確認シールで確認

従業員に無免許運転や免許条件違反をさせないために



会社の代表で運転しています  
交通マナーを守りましょう！



この車は普通免許では  
運転できません！



この車は普通・準中型免許  
では運転できません！



この車は大型免許  
が必要です！

※車種確認用シールについては、長野県警察や長野県安全運転管理者協会ホームページからダウンロードできます。運転席の目立つ場所に貼り付けるなどして、運転できる免許を持っているか確認しましょう。

長野県警察・長野県安全運転管理者協会